

第37回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年6月16日(火) 午前9時30分から10時00分

2 開催場所 光市役所 第6会議室

3 出席委員(19人)

農業委員

2番 熊野 茂公
3番 宮内 昭壽
4番 河村 晴夫
5番 小林 勉
7番 出穂 真奈美
8番 鬼武 敬子
9番 繁本 武紀
10番 藤本 準一
11番 山本 忠男
12番 田村 耕一(会長)

農地利用最適化推進委員

1番 小田 博
2番 城 俊治
3番 末岡 博
4番 國弘 久男
5番 西村 隆裕
6番 秋山 孝
7番 西岡 正信
8番 弘田 靖
9番 久保田 等

4 欠席委員

農業委員

(2人)

1番 埴田 定
6番 田村 尚利

農地利用最適化推進委員(1人)

10番 尾崎 敬一

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案 第4号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について

議案 第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 農地の転用事実に関する照会について

報告 第3号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 弘 光宣

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

局長

みなさんお揃いですので始めたいと思います。
始めにお互いにあいさつを行いたいと思いますのでご起立ください。
お互いに礼
ありがとうございました、ご着席下さい。

議長

みなさんおはようございます。
それでは第37回農業委員会総会を開会します。
本日の総会にあたり、1番 埴田 定 委員、6番 田村 尚利 委員、推
進10番 尾崎 敬一 委員より欠席の連絡がありました。
本日出席の農業委員は10名、農地利用最適化推進委員は9名で定足
数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会
議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名
させていただくことに御異議ございませんか。
(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、5番 小林 勉 委員、7番 出穂 真
奈美 委員、にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入りたいと思います。

事務局

それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定につ
いて」で、今月の申請は、1件でございます。
それでは、番号1からご説明申し上げます。
議案の1ページをお願いいたします。
別紙「位置図」、も議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、大字東荷地内の市役所大和支所の北約4kmに位
置する3筆で、地目は田及び畑、面積が田486㎡で畑428㎡です。申請
の事由ですが、当該農地は、譲受人が取得した住宅に隣接しており、耕
作・管理共に容易であることから、譲渡人の希望に沿って、合わせて取
得しようとするものです。

それでは、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関す
る判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、申請地

は、新たに取得した住いに隣接しており、農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、取得後も効率的に耕作を行うことを認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はされません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは満たしており問題ありません。

続いて第6号の「転貸禁止要件」ですが、本件は該当しません。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては 秋山委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 秋山委員、補足説明をお願いします。

推進6番 補足は特にございません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。
(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号の番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局

全員賛成ですので、議案第 1 号の番号 1 は原案のとおり決定いたしました。

それでは、議案第 2 号「農地法第 5 条転用許可申請に対する許可決定について」です。今月の申請は 1 件でございます。

それでは、ご説明申し上げます。

本件は所有権移転による転用許可申請で、5 月総会で農用地区域除外について農業委員会の意見を求められ、異議の無い旨決定したものです。

申請者ですが、譲受人は市内に住む会社員の個人で、譲渡人は申請地の近くに住まいする譲受人の妻の祖父です。

申請のあった土地は、浅江地内の市役所浅江出張所から北西約 1.4 km に位置する 1 筆で、登記地目は田、面積は合わせて 354.69 m²の自作地です。

譲受人は、現在住まいする借家が子供の成長もあり手狭になったこと、また、高齢となった祖父の農作業に協力するため、ここを譲り受け、57.39 m²の自己用住宅、52.93 m²の車庫各 1 棟を建設しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」についてです。

当該用地は、農用地区域内農地であり通常転用は不可ですが、現在、区域除外の手続きが進められており除外される見込みです。

除外後の農地の区分は、第 1 種第 3 種のいずれの要件にも該当しないため第 2 種農地と判断いたします。第 2 種農地は事業に供するための土地が他にない場合に許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、自己用住宅ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・

預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、先ほどご説明申し上げた通り農振除外、さらに、都市計画法の規定する市街化調整区域内ですので開発許可を要します。それぞれ概に申請中であり、許可される見込みです。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみなので、これには該当いたしません

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が自己用住宅であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、本件において、許可日は農振除外の後、かつ開発許可と同時施行となります。

なお、この件につきましては、西村委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 西村委員、補足説明をお願いします。

推進 5 番 特にございませぬ。

議長 これより質疑に入ります。何かございせんか。
(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 2 号の番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方

は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号の番号 1 は原案のとおり決定いたしました。

事務局

つづいて、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

この度光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。別紙の農用地利用集積計画書をご覧ください。

新規が 2 件、5 筆で面積は 6,896 m²、更新が 1 件、1 筆で面積は 1,500 m²、合計は 3 件、6 筆で面積が 8,396 m²です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

説明は以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。

議案第 4 号と 5 号については関連がありますので、一括して説明をお願いします。

事務局

それでは続きまして、議案第 4 号、及び第 5 号についてご説明いたします。

まず、議案第 4 号の資料をご覧ください。

「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」でございますが、これは令和元年度の農業委員会が実施しまし

た事務等についてその実績を点検・評価したものでございまして、概ね、当初の活動計画について適切に実施できたと考えております。

この議案第 4 号の内容につきまして、光市ホームページに掲載し、5 月 15 日から約 1 カ月の間、この案について市民の皆様からの意見をいただくこととしておりましたが、意見はございませんでした。

事務局としましては、議案第 4 号の案につきまして、正式な「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」として県に提出するとともに、市のホームページに改めて掲載させていただきたいと考えております。

続いて、議案第 5 号の資料をご覧ください。

こちらは、今年度に農業委員会が実施してまいります事業につきまして「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」として、その目標等を計画としてまとめたものでございます。

内容としましては、令和元年度の実績を踏まえ、今年度の活動計画を策定した内容となっております。

この議案第 5 号の内容につきましても、議案第 4 号と同じく、光市ホームページに掲載し、5 月 15 日から約 1 カ月の間、この案について市民の皆様からのご意見をいただくこととしておりましたが、こちらも意見はございませんでした。

この議案第 5 号の案につきまして、このままの形で正式な「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」として県に提出するとともに、市のホームページに改めて掲載させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ございませんので採決いたします。

議案第 4 号および第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号及び第5号は、原案のとおり決定いたしました。

つづいて報告をお願いします。

事務局

それでは、報告事項1号から3号は一括して説明申し上げます。

まず報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

今月の届出の件数は、3件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

次に報告第2号「農地の転用事実に関する照会について」です。

照会の件数は1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

過去に転用の届け出を受理しており、農地法上の影響を受けない土地である旨回答いたしました。

次に報告第3号「非農地証明について」です。

証明願の件数は1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

地区担当の委員さんほか2名の委員さんと、事務局1名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

説明は以上です。

只今の報告第1号から第3号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと思います。

以上で第37回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和2年6月16日開催の第37回光市農業委員会総会の議事録である。

令和2年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印